

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 1 2 月 定 例 会 ——

平成21年12月22日（火）

開 催 日 時 平成21年12月22日（火） 午後2時00分～午後2時52分

開 催 場 所 市役所5階505会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長

吉田昌子委員長職務代理者

荒畑忠弘委員

森井良子委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長

山田裕教育部理事兼指導課長

阿部和生教育庶務課長

大滝安定学務課長

永田達也学務課長補佐

白倉克彦指導課長補佐

有馬哲雄生涯学習推進課長

大平真一生涯学習推進課長補佐

中島明彦体育課長

深谷達中央公民館長

柄澤俊彦中央図書館長

島川浩一教育部参事

佐藤晴美指導主事

書 記 石川進司教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事

傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会12月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、森井委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（7）、及び議案第37号から第40号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。
それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

それでは本日の議題に入ります。

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）市議会12月定例会について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（1）市議会12月定例会について、を報告いたします。

市議会12月定例会は、11月30日から開催され、昨日12月21日の本会議最終日をもって閉会となりました。

以下、教育委員会に関係するところでは、はじめに、11月30日の本会議初日にて、先の決算特別委員会の審査結果を受けて、平成20年度小平市一般会計歳入歳出決算が、賛成多数で認定されました。

次に、12月2日から4日までの3日間に一般質問がございました。一般質問は、23人の議員から63件の質問が出され、うち、教育委員会に関連し、私が答弁を行ったものが21件でございます。これらの内容につきましては、資料No.1にて御確認ください。

次に、12月8日には総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、「平成21年度小平市一般会計補正予算（第3号）」が審査され、全会一致で可決すべきものと決せられました。

次に、翌9日には生活文教委員会が開催され、「小平市立体育施設条例の一部を改正する条例」が審査され、こちらも全会一致で可決すべきものと決せられました。

また、「通常学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員の配置を現状2日間から5日間に拡大することについて」請願が提出されましたが、こちらは継続審査となりました。

さらに、先月の教育委員会定例会にて御報告いたしました、「第2次小平市子ども読書活動推進計画の素案について」を事務報告いたしました。

補正予算及び体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、昨日12月21日に開催された本会議にて可決されました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（2）市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（2）市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、を報告いたします。資料No.2をごらんください。

平成21年12月21日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で19校、延べ245学級、中学校は8校、延べ109学級でございます。

なお、昨年の同時期における臨時休業は、小学校1校、延べ1学級、中学校はございませんでした。

また、各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）小平市立学校の通常学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領の一部改正について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（3）小平市立学校の通常学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領の一部改正について、報告いたします。

資料No.3をごらんください。

本改正は、学校教育法等の一部改正において、条文が繰り下がったことにより、本要領で引用している関係条文について、平成21年12月8日付で改正したものでございます。

改正の内容といたしましては、第3条第2項中、「第17条及び第35条」を「第29条及び第45条」と改めたものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（４）寄附の受領について、を報告いたします。資料No.4をごらんください。

〔I〕は、ブックトラック3台、テプラ本体2台、世界絵本DVDコレクションを、小平図書館友の会様より、小平市立図書館への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、を報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、5件でございます。

最初に、受付番号（70）、事業名、海彦クラブ2009こども・海とサカナのフォーラム。こちらは、今回初の承認で、本事業は小学生と漁村を結び、海、漁業、魚について、子どもたちが具体的に学び、体験し、漁村の歴史文化に触れることを目的とするもので、小平第六小学校の児童も第一部報告会に参加いたします。

次に、受付番号（71）から（74）は、例年承認している事業でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（11月分）について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（11月分）について、報告いたします。

11月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

11月分の事故報告Ⅰについて、報告いたします。

はじめに交通事故です。管理外において、小学校で1件ございました。

次に、一般事故についてでございます。管理下の事故が、小学校で10件、中学校で3件、管理外では、小学校で1件の事故がございました。

事故の内容については、資料のとおりでございます。

はじめに、今月の事故の特徴について御説明いたします。まず、交通事故は1件ですが、この事故は、歩道を走ってきた自転車とぶつかり、事故が起きたもので、全治3週間の大きなけがでございました。

また、一般事故の授業中の事故7件のうち、4件が体育の授業中で、小学校では、そのうち2件が跳び箱の着地の際の事故でした。

体育の授業における指導上の諸注意を、改めて確認させるとともに、特に冬の季節における器械運動については、準備運動を十分に行うことを指導、助言してまいります。

なお、今月の事故は、先月と比べますと、交通事故は3件の減少、一般事故は同数でございました。

昨年と同じ月と比べますと、交通事故は1件の減少、一般事故は10件の減少でございました。以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○吉田委員

教育長報告事項（3）に、小平市立学校の通常学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領の一部改正についてとございます。

直接この要領のことではございませんが、介助員のことについて、お尋ねしたいと思います。現在小平市では、介助員の数は何名くらいなのでしょう。ということが一点です。

それから、その介助員は、教育委員会が募集するものなのか、それとも、それぞれの学校で募集するものなのかを、お尋ねしたいと思います。

あと、もう一点。その介助員の方々は、賃金と申しますか、それは時給あるいは日給だとは思いますが、大体幾らくらいかということをお答えできる範囲でお願いできればと思います。

○島川教育部参事

まず介助員の現在の配置の人数ですが、現在は4人でございます。

教育委員会で配置をいたしております。教育委員会で募集をいたしまして、学校に配置するという形をとっております。

賃金ですが、介助員の賃金は、単価950円、一日6.5時間ということで、お支払いをしております。

○伊藤委員長

よろしいですか。

ほかにこの件に関してございますか。

このたびの要領の一部改正でございますけれども、学校教育法が改正されたのが平成19年、施行が平成20年、この要領の最初の施行が平成20年4月1日からですので、このたびの改正は遅きに失したということかと思えます。

作成作業に当たられた方、起案決裁、一切関係の方々もこの間一部交代したということもあるわけではございますけれども、チェック機能が働かなかったというのは事実でございますので、遺憾なことで受けとめて、私も事務局の皆さんとともに、反省いたします。

よく省みて、今後に活かしてまいりましょう。

ほかの件でございせんか。

○荒畑委員

教育長報告事項(1)市議会12月定例会についてというところで、これは質問ということではないのですが、お願いという形になると思います。

政和会の宮寺賢一議員の質問内容の15のところ、小1プロブレムなどに対応するため、小学校低学年に副担任の設置を、というところで、質問内容に対する答弁内容はよくできていると思います。

ただ、皆さんも御存じのように、ちょうど一週間前の12月15日に朝日新聞の朝刊に記事が出ていたのですが、品川区で保・幼・小一貫化へ独自の教育課程ということで、独自のカリキュラム案が公表されました。これをちょっと読ませていただきますと、『保育園と幼稚園、小学校の教育内容の一貫化を目指す。品川区の保・幼・小の連携の推進に関する検討委員会では、小学

校入学前後の時期を対象にした独自のカリキュラムを公表しました。5歳児の10月から小学校1年生に上がって、7月までを接続期と規定して、その間の小1プロブレムに対応するのがねらい』ということで、学級崩壊が起こらないような、いろいろな努力をされているカリキュラムの案が説明されておりました。

「学ぶ力」「生活する力」「かかわる力」の3つの柱を立てて保育園や幼稚園で取り組む「小学校へつながる保育・教育活動」の内容や時期をまとめておりました。それから小学校に入ってから、毎朝の簡単な体操や音読あるいは合唱を取り入れたりして、体と心を目覚めさせたり、下校時に一人ひとりと握手したり、歌ったりして、楽しく登校する意欲をもたせる。あるいは集団遊びとか手遊びで、心をほぐし学習につなげるとか、もろもろのことが書かれておりました。

この宮寺議員の最後の質問のところ、予算の金額のところがありまして、この試算でいきますと、4,636万8,000円ということでございます。

この品川区の例は参考になることだと思います。小平市でも学級崩壊的な小1プロブレムは、そんなにひどくはないと思いますが、ぜひこの内容を参考にさせていただいて、小学校1年生に上がった新入生に問題が起きないような形に努力していただければありがたいと思ひまして、一応お願いという形で意見を申し上げました。

以上です。

○伊藤委員長

特に何かございますか。

この議会の答弁内容で、ほぼ網羅されているとは存じますが、よろしいでしょうか。

ほかに御質問は。

○森井委員

私も市議会12月定例会についての中での質問になります。質問内容11に関する答弁の内容の中で、巡回相談員という方が出てきていますが、どういった方々で構成されているのかということと、どれほどの頻度で学校を回られているのかということをお伺いしたいと思います。

○島川教育部参事

巡回相談員は、発達心理士、あるいは臨床心理士の免許を持った専門家を学校に派遣しております。各学校、全27校に年5回ずつ、現在派遣をしているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいですか。

ほかに報告事項に関して、御質問、御意見ございますでしょうか。

事故報告について、細かいことで恐縮ですが、理事から体育の授業における指導上の諸注意が

必要というようなコメントがございました。授業中の事故の⑦で、サッカーボールになれるためにサッカーボールに乗った際にとございますが、これは、このような指導方法でしていたということでしょうか。サッカーボールに乗ってという。

○山田教育部理事

そのあたりの詳細については把握してはおりませんが、学校からの事故報告によりますと、ボールなれのために、足の裏でボールに乗る練習をしていたとございます。友達の肩にはとまっていたが、足がすべり、前方へ転倒した。こういった報告を受けておりますが、両足をそのままボールの上に乗せていたのか、片足をボールの上に乗せていたのかについての詳細については把握していません。

しかし、一般的に考えて、両足でボールの上に乗る練習は、サッカーの準備運動としては適切ではないと考えます。そういった授業が日常的に行われているとは思えませんので、この場合は、どういうタイミングで転んだのかについて、やはり改めて詳細に報告を受けまして、不適切な指導があったとすれば直ちに改善するように、また指導、助言してまいりたいと、このように思っております。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

○森井委員

事故報告Ⅰの、中学校で休み時間に起こった事故のところで、非常扉にかかとをひっかけてけがをしたということに対して、設備面のことではないかと思うのですが、こういった対応をしてくださっているのでしょうか。

○阿部教育庶務課長

この事故が起こった現場を確認いたしました。壁からおおよそ5センチほど非常扉が出ておりました。5センチといいますと、飛び出し部分としては少ないかなと思うのですが、事故が起こったということで、我々も、かかたがひっかからないような修繕をしたいと思ひまして、今、業者とも相談しながら、対応の方を協議しているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

なるべく早く、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは以上で、教育長報告（7）を除く、教育長報告事項を終了いたします。

（議案）

○伊藤委員長

次に議案の審議を行います。

議案第35号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第35号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、を説明いたします。

小平市教育委員会公印規則第7条の規定により、毎年度始めに、教育委員会所管の189個の公印印影を採録する処理を行う必要があります。

現行の印影簿（別記様式第3号）では、一枚の様式に一つの公印を押して保管する方法を採っておりますが、これを、公印管守者ごとの一枚の用紙に、管守する複数の公印を押印できる様式に変更し、公印採録処理の安全性と効率性及び書類の保管性を向上させるものです。

これにより、印影簿の枚数を60枚以下に縮減し、押印の誤りや書類紛失の危険性を低減させるとともに、事務処理の効率性向上と保管書類の減少をはかるものでございます。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決いたします。

議案第35号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案

のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は、可決と決定いたしました。

次に、議案第36号、特別支援学級教科書の追加採択について、阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第36号、特別支援学級教科書の追加採択について、を説明いたします。

平成22年度に特別支援学級で使用する一般図書につきましては、平成21年7月24日の教育委員会定例会において採択が行われましたが、東京都教育庁を通して文部科学省より、本市で採択した一般図書の一部について絶版、在庫不足等により供給に応じられない旨通知がありました。本議案は、供給不能となった一般図書に替えて供給できるよう、別紙のとおり追加採択するものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

絶版などの情報は、事前には全くなかったわけでございますか。

○白倉指導課長補佐

この絶版に関する情報につきましては、文部科学省の方で取りまとめておりまして、市への通知は、平成21年12月11日付で来ておりますので、そこで改めまして、各関係の学校に連絡をして、再度決定をしましたものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

わかりました。ありがとうございました。

ほかにごございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決いたします。

議案第36号、特別支援学級教科書の追加採択について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は、可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は御退席願います。

ここで休憩をしたいと存じます。14時40分まで休憩します。

ありがとうございました。

午後2時25分 休憩